

議案第45号

鹿屋市手数料条例の一部改正について

鹿屋市手数料条例の一部を次のように改正する。

令和4年6月10日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市手数料条例の一部を改正する条例

鹿屋市手数料条例（平成18年鹿屋市条例第85号）の一部を次のように改正する。

別表第2第21項中「又は第5項」を「、第5項、第6項又は第7項」に、「基づく長期優良住宅建築等計画」を「基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画（以下この項から第26項までにおいて「長期優良住宅建築等計画等」という。）」に、「長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等の認定申請手数料」に、「・改築」を「若しくは改築又は維持保全」に改め、同表第22項中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に、「・改築」を「若しくは改築又は維持保全」に改め、同表第25項及び第26項中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（提案理由）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、既存住宅の長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料を定めるため、所要の規定の整備を行いたいのので、本案を提出するものである。